

令和元年9月4日（水）

特許庁庁舎7階 庁議室

産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会  
第16回意匠審査基準ワーキンググループ議事録

特 許 庁

## 目 次

|                          |       |       |    |
|--------------------------|-------|-------|----|
| 1. 開                     | 会     | ..... | 1  |
| 2. 委員の出欠確認               | ..... | 1     |    |
| 3. 配布資料確認                | ..... | 1     |    |
| 4. 会議の公開について             | ..... | 2     |    |
| 5. 前回検討を行った意匠審査基準改訂案について | ..... | 2     |    |
| 6. 「関連意匠」に係る意匠審査基準について   | ..... | 7     |    |
| 7. 今後の予定                 | ..... | 37    |    |
| 8. 開                     | 会     | ..... | 37 |

## 開 会

○下村意匠審査基準室長 皆様、こんにちは。ただいまから、産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会第16回意匠審査基準ワーキンググループを開催させていただきます。

本日はお忙しい中お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

私は事務局を務めております、特許庁意匠課意匠審査基準室の下村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、以降の議事進行を黒田座長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

### 委員の出欠確認

### 配布資料確認

○黒田座長 それでは、事務局から委員の出欠と配布資料の確認をお願いします。

○下村意匠審査基準室長 本日は前回同様、ワーキンググループの全委員の皆様に御出席をいただいております。

次に、本日の資料の確認をさせていただきます。経済産業省の方針といたしましてペーパーレス化を推進しておりますことから、本日のワーキンググループにおきましても、座席表につきましてはお手元に紙で配布させていただきましたが、それ以外の資料につきましてはタブレットで御用意させていただきました。

簡単にタブレットの使用方法を御案内させていただきます。カバーを開いていただきますと画面が立ち上がります。PDFファイルが複数表示されていることを御確認いただけますでしょうか。

画面が立ち上がっていない場合はタブレットを縦向きに持っていたときに、右上のほうに電源ボタンがございますので、そちらを押していただきますと画面が立ち上がります。画面が立ち上がった後に、下にある丸いボタンを押していただきますとPDFファイルが複数表示されます。ホーム画面が表示されている場合には、下のほうにあるFEと

書かれた水色のアイコンをタッチしていただきますとPDFファイルが表示されます。左上から本日のワーキンググループで使用する資料のデータとなっております。

では、資料の確認をさせていただきます。01は議事次第・配布資料一覧、02は委員名簿、03は資料1、04は資料2、05は資料3、06は資料4、07は資料5、08から11が参考資料となっております。以上、計11の資料でございます。

操作でお困りになった場合には、手を挙げて合図をしていただければ、今、手を挙げている者が対応いたしますので、よろしく願いいたします。よろしいでしょうか。

それから、もう1点お願いがございます。議事録作成の都合上、御発言の際にはお手元のマイクを近づけて御発言いただきますように、よろしく願いいたします。

#### 会議の公開について

○下村意匠審査基準室長 本会議は前回お諮りさせていただきましたように、原則として公開させていただきます。配布資料、議事要旨及び議事録も原則として公開いたします。ただし、個別の事情に応じまして、会議または資料を非公開にするかどうかの御判断につきましては、座長に御一任するものと思っております。

○黒田座長 ただいまの事務局からの説明について、御異議ございますでしょうか。

ありがとうございました。

#### 前回検討を行った意匠審査基準改訂案について

○黒田座長 それでは、次の議題に移ります。議事次第2「前回検討を行った意匠審査基準改訂案について」でございます。

事務局から御説明をお願いします。

○下村意匠審査基準室長 それでは、お手元の資料1と資料2に基づきまして、前回の御議論に基づく意匠審査基準改訂案の修正について御説明をさせていただきたいと思っております。御説明には資料1を用いますので、資料1をお開きいただけますでしょうか。

こちらの資料は、前回の意匠審査基準ワーキンググループにおきまして御検討いただきました、「創作非容易性」と「新規性・創作非容易性の審査の留意事項」に関する改訂意匠審査基準案につきまして、皆様からいただきました御指摘に則しまして、基準案の修正

を行いました点を要約した資料となっております。こちらの資料を用いまして、前回の意匠審査基準ワーキンググループで御提示をいたしました、改訂意匠審査基準案からの主な変更点を御説明させていただきたいと思っております。

まず、一番左の欄に項番を振ってございますが、主な改訂点の1点目、意匠審査基準中の項番で申しますと、3. 創作非容易性の判断に係る基本的な考え方の記載内容についてでございます。皆様からは、上のほうに「変更の内容」と書かせていただいた欄に記載してございます、①から⑥の御意見をいただきました。

まず①、「現在の改訂基準案の記載ぶりでは、出願された意匠が「ありふれた手法」によって創作された場合においてのみ、創作容易な意匠であると判断するとの誤解が生じるおそれがあるのではないか」との御指摘をいただきました。

そこで、この考え方は一例にすぎないものであるということが、よりわかりやすい記載となるように修正をいたしております。

②としまして、「基準案中の「よく見られる改変」との用語が、「ありふれた手法」と近似していることから、両者の違いや主従関係がわかりにくい」との御指摘をいただきました。

そこで、「よく見られる改変」という記載を、よりわかりやすく「軽微な改変」と修正しております。

③改訂基準案の後半の項目に記載をしておりました、「「当業者の立場からみた意匠の着想や独創性が認められる場合」の内容につきまして、審査において重要な考慮事項であることから、基本的な考え方の欄にも記載しておくべきではないか」との御指摘をいただきました。

そこで、こちらの考慮事項を基本的な考え方においても明記することといたしまして、詳細についてはもともと記載がありました箇所を参照する方向で修正しております。

続きまして④、部分意匠に関する記載を本節の中に明記いたしました。

⑤画像の意匠、建築物の意匠、内装の意匠については個別の節を設ける予定でございますので、それらの参照先を記載いたしました。

⑥意匠審査便覧に掲載する予定の参考裁判例が容易に参照可能となりますように、リンクを設置いたしました。

これらの改正点を反映いたしました修正案を、こちらの【基準改訂案】と書いた行以降に記載をしております。3. 以下を見ていただきますと、まず1パラグラフ目でございます。

すが、意匠法第3条第2項の規定の趣旨をそのまま記載することとしております。

その上で2パラグラフ目に、出願された意匠が、例えばありふれた手法などによって創作されたにすぎない場合は、創作容易な意匠であると判断すると、一つの代表的な例示の位置づけで記載を行っております。

2ページの1パラグラフ目では、「よく見られる改変」との用語を「軽微な改変」と修正しております。

2パラグラフ目は、基準の後半にございました、「当業者の立場からみた意匠の着想や独創性が認められる場合には、その点についても考慮して判断する」との記載を、こちらに一部記載しつつ、詳しい参照先をお示ししております。

3パラグラフ目は、部分意匠の場合の留意事項を記載した箇所です。

注意書きの下の括弧書きのところは、画像、建築物、内装意匠の場合の参照先の記載となります。

さらに、一番下の行で参考裁判例のリンク先を設けております。

続きまして2項目で、基準の項番で申しますと4. 創作非容易性の具体的な判断の4.2.2よくみられる軽微な改変の例の項目でございます。こちらでは軽微な改変は、出願された意匠がありふれた手法などによって創作されたにすぎないものであるか否かを判断するに当たって、付随的に検討する事項である旨が、より明確となりますように、説明の記載を修正しております。

修正後の基準案では、審査官は、上記4.2.1ありふれた手法に関する基準の項目となっておりますが、「その判断に関し、出願された意匠において、出願前に公知となった構成要素や具体的な態様がありふれた手法などによって、そのままあらわされているのではなく、それらの構成要素や具体的な態様に改変が加えられた上であらわされている場合は、当該改変が、その意匠に属する分野における「軽微な改変」に過ぎないものであるか否かを検討する」と記載しております。

続きまして3点目、基準上の項番では5. 創作非容易性の判断の基礎となる資料の提示でございます。①第3節「新規性・創作非容易性の審査の留意事項」に記載しておりました「創作非容易性の判断の基礎となる資料の提示」の項目を、参照のしやすさなどを考慮いたしまして第2節に移動いたしました。その際、軽微な改変に関する記載も追加しております。こちらは主に記載箇所の修正となりますので、基準案の御説明は割愛させていただきます。

続きまして4点目、基準上の項番では6.創作容易な意匠の事例についてでございます。こちらの調理台の事例につきましては、公知意匠と引き出しのレイアウトが少し違ったものとなっておりますので、そこを合わせた形の事例に差しかえております。

続きまして5点目、同様に創作容易な意匠の事例についてでございますが、こちらの包装用容器について、出願意匠の模様のレイアウトが公知意匠の模様のレイアウトと大きく乖離していないものに修正をしております。

最後に6点目も、創作容易な意匠の事例についてでございますが、前回のワーキンググループにおきまして御意見等いたしまして、転用の事例を1つ追加してはどうかという御指摘をいただきましたので、事例の追加を行っております。

こちらが現行基準にもございます、電卓の形態を転用して、チョコレートの意匠とした事例となっております。創作非容易性等に関する意匠審査基準案の修正案は以上となります。

資料2は、こちらの改訂事項を審査基準案に見え消しで記載した資料となっております。

なお、前回のワーキンググループにおきましては、物品の区分表の廃止に伴う意匠審査基準の改訂の方向性につきましても御審議をいただきました。こちらの基準案の書きぶりについては、おおむね方向性としては御賛同いただけましたので、本日の審議事項とはしておりませんが、「新たなユーザーの皆様にとっては先行意匠の検索が今後の課題」との御意見をいただきました。現在、弊庁では新たな保護対象に則した検索しやすい分類の検討なども行っております。基準改訂後の全国の説明会などにおきましても、こうした分類の使い方などにつきましては、皆様にわかりやすく御説明をさせていただきたいと思っております。また、あわせて弊庁のホームページにおきましても、こうした説明会のテキストなどを皆様に御参照いただけますように掲載していきたいと思っております。

私からの御説明は以上となります。

○黒田座長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明内容について、御意見、御質問がございましたらお願いします。

林委員。

○林委員 林です。

前回議論させていただきました、創作非容易性等に関するところの修正、ありがとうございました。前回、時間がなくて議論ができませんでした物品区分表の廃止に伴う運用変

更についてのところで、前回御質問させていただきかかったところがございます、今こちらで改めて、本題に入る前に少しだけお時間をいただいてもよろしいでしょうか。

○下村意匠審査基準室長 どうぞ。

○林委員 多分、皆様のお手元には資料がないと思うのですが、前回、資料8として配布いただきました資料の最終ページですが、今回、簡素化のための見直しということで提言いただいている5番目、出願された意匠の意匠に係る物品等の用途及び機能が不明確である際の第7条の拒絶理由と第3条の拒絶理由の両方に該当する場合には、第3条本文の拒絶理由を通知されるというところですが、第7条と第3条の拒絶理由では無効理由に当たるかどうかというところで結構大きな違いがあるかと思いますので、殊さら現行の運用が厳格化されるわけではないというところの確認を、まずお願いしたいと思います。

○下村意匠審査基準室長 前回御検討いただきました物品区分表の廃止に伴いまして、意匠法の第7条の物品名が由来となるような拒絶理由は、形式的に意匠に係る物品の欄の記載だけで判断するというのではなく、願書の記載と図面等の記載の全部を総合的に判断して、その意匠に係る物品等の用途と機能が明確であるかどうかを審査することになります。

そういたしますと、多くの場合は意匠法の第3条本文の、意匠が具体的であるか否かというところの拒絶理由と共通してくるところが多いことが予測されます。その場合は、先ほど林先生がおっしゃいましたように、意匠法第3条本文の拒絶理由につきましては無効事由にもなるところですし、出願の意匠の特定にかかわるところですので、非常に深刻な拒絶理由ということもありまして、まずは第3条と第7条と両方に係る拒絶理由がある場合には、第3条の拒絶理由の条文で御通知させていただくということを考えている趣旨でございます。

ですので、今までの第3条本文の運用が厳しくなるということとはございませんで、他方第7条の区分で、半ば形式的に書かれていた拒絶理由がちょっと減りまして、第7条と第3条の分量が近づいてくることが予測されるということでございます。

○林委員 ありがとうございます。

それから、ちょっと細かいのですが、お手元に資料がないところで本当にすみませんが、同じ資料8の9ページで事例を挙げていただいている中で、意匠に係る物品等の用途及び機能が明確なものの例の事例1として、意匠に係る物品が食器で、意匠に係る物品の説明に、「本案の物品は食卓用の皿である」というのが事例として挙げられているのですが、

この事例においてももしも物品の説明がなく、物品名を食器とするのみでは、今度の手続きの簡潔化を目指した見直し後も拒絶理由になりますか。

○下村意匠審査基準室長 こちらはケース・バイ・ケースになるうかと思うんですが、今、皆様のお手元に事例がなく恐縮でございますが、意匠に係る物品の欄の記載が食器であり、図面を見ただけで食卓用皿であるということがわかる場合におきましては、何も説明がなくとも意匠の明確性上には問題がないものと考えております。

前回の資料でお示しした食器のケースでは、意匠に係る物品の欄だけがちょっと言葉足らずな記載なのですが、説明もありますし、かつ図面の記載も明確に食卓用皿とわかるものですので、意匠の用途・機能が明確に特定できる例となっているかと思えます。このケースにおきましては、恐らく説明がなくても意匠の特定は十分にできるものと考えております。

○林委員 外国からの出願ですと、多分ディッシュとかプレートといった物品名で出願される場合もあると思うのですが、この図面だけでも物品がある程度明確かなという感触がございましたので質問させていただきました。ありがとうございます。

○黒田座長 創作非容易性に関して、ほかに何かございますか。

ありがとうございます。それでは質問がないようですので、創作非容易性に関連した審査基準案につきましては、資料2において整理した方向性で進めていただくことにいたします。

#### 「関連意匠」に係る意匠審査基準について

○黒田座長 それでは、次の議題に移りたいと思います。議事次第2、「「関連意匠」に係る意匠審査基準について」でございます。

事務局から御説明をお願いします。

○下村意匠審査基準室長 それでは、お手元の資料3から5に基づきまして、「「関連意匠」に係る意匠審査基準について」、御説明をさせていただきたいと思えます。資料4を用いまして御説明をさせていただきたいと思えますので、資料4をお開きいただけますでしょうか。なお、資料3は資料4の御説明を書き下したものとなっております、資料5は改訂基準案となっております。

それでは、資料4の1ページの目次をごらんいただけますでしょうか。こちらの資料に

沿いまして、まずは1点目、関連意匠制度の概要を御説明させていただきまして、2点目に本年の意匠法改正の概要、3点目に、その改正法に則しました意匠審査基準の改訂の方向性の案につきまして御説明をさせていただきたいと思っております。

おめくりをいただきまして、右下のページ番号で2ページをごらんいただきますと、現行意匠法におけます関連意匠制度の概要となっております。関連意匠制度は、「一つのデザイン・コンセプト」から創作された多数のバリエーションの意匠につきまして、同等の価値を有するものとして保護するものでございます。登録となった際には関連意匠も、おのおのについて独自に権利を行使することが可能となります。

ただし、現行制度におきましては、関連意匠の意匠登録を受けるためには、こちらに記載した各要件を満たしていることが必要となります。1点目の要件が、同一の出願人による出願であること。2点目が、本意匠に類似するものであること。3点目が、本意匠の公報発行日前に出願しなければならないこと。4点目が、関連意匠にのみ類似する意匠ではないことでございます。

3ページは、本年の関連意匠に係る意匠法の改正の概要でございます。

4ページは、一番下の水色の枠の中に改正の背景を記載してございます。現行制度におきましては、関連意匠の出願可能時期が本意匠の意匠公報発行前までに限定されております。これは平均しますと、本意匠の出願からわずか8カ月程度となっております。また、関連意匠のみに類似する意匠は登録できないこととされておりますので、長期的な市場動向に応じまして、進化をしていく意匠の効果的な保護が困難であるとの御意見もいただいておりますところですので。

そこで、一つのデザインコンセプトから多くのバリエーションの意匠を継続的に創作した群の意匠を保護することによりまして、一貫したデザインコンセプトによるブランドの構築を支援するために、こちらの3点について改正が行われております。

改正点の1つ目は「関連意匠のみに類似する意匠」の登録可能化、2点目は関連意匠の出願可能な期間の延長、3点目は新規性要件、創作非容易性要件、及び先願の規定等の一部適用除外化でございます。

6ページからは、関連意匠にかかわる改正法の関連条文の参考資料となっております。

8ページからは、改正法に則した意匠審査基準の改訂の方向性についての案でございます。

9ページは、意匠法の改正点の①関連意匠にのみ類似する関連意匠の登録可能化でござ

います。現行法におきましては、関連意匠にのみ類似する意匠は、意匠登録を受けることができませんけれども、本年の意匠法改正によりまして、関連意匠にのみ類似する関連意匠につきましても、意匠登録を受けられることとなりました。

こちらの図で見ていただきますと、左側が現行法、右側が改正後の意匠法となります。右側の図でオレンジ色でお示ししましたように、関連意匠にのみ類似する意匠も登録が可能となります。

10 ページは、関連意匠も登録が可能となることに合わせまして、条文上、最初に本意匠として選択した意匠に「基礎意匠」とネーミングがなされております。また、基礎意匠の関連意匠と、この関連意匠に連鎖する段階的な関連意匠のことを、「基礎意匠に係る関連意匠という」との規定がなされました。

11 ページは、これらの改正点に則した意匠審査基準の改訂案をこちらに御提示させていただいております。まず、基準改訂点の1点目、「関連意匠にのみ類似する意匠は意匠登録を受けることができないと記載する、現行意匠審査基準 73.1.3 を、削除する」という御提案となっております。

また、基準改訂点の2点目は、本意匠のうち、最初に選択されたものを「基礎意匠」という旨を、意匠審査基準上に明記してはいかがでしょうか、との案となっております。

12 ページでございますが、こちらからは、改正点②関連意匠の出願可能な期間の延長についてでございます。

13 ページにお進みいただきまして、こちらが出願可能な期間の延長の内容の御説明となっております。本年の意匠法改正によりまして、関連意匠の出願可能な期間は大幅に延長がなされておまして、「基礎意匠」の出願の日から10年を経過する日前までとなっております。

こちらの線表で見ていただきますと、まず、上の枠内に記載しましたのが現在の関連意匠制度における関連意匠の出願可能期間となっております。上から2本目の矢印で関連意匠をお示ししているのですが、上の矢印の本意匠の公報が発行されるまでの黄色でお示した期間内に願出する必要があります。

改正後は下の枠内のような形となります。関連意匠の出願可能な期間は黄色でお示しましたように、基礎意匠の出願から10年となっております。

14 ページは、もう少し詳細に関連意匠の出願のタイミング等が規定されておりますので、こちらの表で御説明をさせていただきます。まず、「関連意匠は本意匠の意匠権が消滅し

た後は、関連意匠を登録することができない」と規定されております。こちらの表で見ますと、まず、最初の大もとの水色の基礎意匠が出願されたといいたします。続いて、それを本意匠として緑色の関連意匠Aが出願されたといいたします。さらに続きまして、関連意匠を本意匠として赤色の関連意匠Bが出願されたといいたします。

この関連意匠Bの出願のタイミングを子細に見てみますと、まず、直近の本意匠とした関連意匠Aについては、緑色の矢印が右にずっと続いておりますように、意匠権が存続しているというふうに仮定しております。したがって、関連意匠Bは先ほど申し上げました、本意匠の意匠権が消滅していないこととの要件を満たしていることとなります。

なお、関連意匠Aの上の基礎意匠の状況を見ていただきますと、関連意匠Bの出願のタイミングでは、既に基礎意匠は意匠権が消滅してしまっております。ただ、直接指定をしました本意匠でございます緑の意匠権が存続していれば、基礎意匠の意匠権が存続していることは要件とはなりませんので、関連意匠Bの登録を直接的に水色の意匠権が消滅していることが阻害するということはありません。

続きまして、関連意匠Bを本意匠として出願された紫色の関連意匠Cをごらんいただけますでしょうか。関連意匠Cの出願のタイミングでは、関連意匠Bの意匠権は存続していたのですが、関連意匠Cの設定登録のタイミングでは、既に関連意匠Bの意匠権が消滅してしまっている状況です。このような場合では、関連意匠Cは関連意匠Bの関連意匠として意匠登録を受けることはできません。

さらに、出願のタイミングとは別途の要件といたしまして、「本意匠に専用実施権が設定されている場合は関連意匠を登録することができない」との要件もございます。

15 ページは、今、ごらんいただいた出願のタイミング等に関しまして、意匠審査基準上、改訂すべきと考えられる点の案となっております。まず、基準改訂点1でございますが、現行意匠審査基準の出願時期に関する要件についての記載を修正いたしまして、「関連意匠の出願は、基礎意匠の意匠登録出願の日以後、10年を経過する日前に出願されたものでなければならない」との要件を明記してはいかがでしょうか。

現行基準におきましては、こちらの上の枠囲いの中のように、本意匠に係る意匠公報の発行前までとしておりますが、これを下の枠囲いの中のように、「基礎意匠の出願日以後、10年を経過する日前まで」としてはいかがでしょうか。

16 ページは基準改訂点の2点目、本意匠の意匠権が消滅していないこと、との要件を明記する案となっております。こちらの枠囲いの中にごございますように、「関連意匠の意匠

権の設定登録の際に、その本意匠の意匠権が意匠法第 44 条第 4 項の規定により消滅しているとき」、これはすなわち登録料の追納期間が過ぎても、料金の納付がないケースとなりますけれども、「このような場合や無効にすべき旨の審決が確定しているとき、又は放棄されているときは、意匠法第 10 条第 1 項の規定に従い関連意匠を登録することはできない」と明記してはいかがでしょうか。

また 3 点目は、本意匠の意匠権に専用実施権が設定されていないこととの要件に関するものでございます。現行法におきましても同様の要件がございしますが、改正法におきましては本意匠として、基礎意匠と基礎意匠に係る関連意匠までもが想定されることとなりますので、それに則した記載ぶりとするべく、一部記載を修正しております。

17 ページは、意匠法改正点の③、新規性要件、創作非容易性要件、及び先願の規定等の一部適用除外化についてでございます。

18 ページの 1 点目の (a) 先願の規定の適用除外についてでございます。

現行法におきましても左側の図にございますように、先願の規定は他の関連意匠との間では適用しないとされております。本年の意匠法改正では、関連意匠のみに類似する関連意匠も登録が可能となりましたことに伴いまして、基礎意匠に係る他の関連意匠との間におきましても先願の規定を適用しないこととなりました。この右側の図のとおりでございます。

19 ページに、改正に伴う基準改訂案を記載しております。現行意匠審査基準「73.1.4 本意匠に係る二以上の関連意匠同士が類似する場合の取扱い」の項を、改正法の内容に則しまして、下の枠囲いの中にごございますような改訂案のとおりとてはいかがでしょうか。

具体的には、「審査官は、基礎意匠及び当該基礎意匠に係る関連意匠がそれぞれ類似する場合、それらの間において意匠法第 9 条第 1 項及び第 2 項の規定は適用しない」との案となっております。

20 ページは、こちらの項目に関する事例を 3 つ記載しております。一番左の事例 1 が関連意匠 3 として、緑色の関連意匠 1 及び 2 の両方に類似する関連意匠 3 が出願されたケースをお示ししております。このケースでは、関連意匠 3 は関連意匠 2 を本意匠としております。

また、真ん中の事例 2 では、関連意匠 3 が関連意匠 1 及び 2 のみならず、基礎意匠にも類似していて、その基礎意匠を本意匠として指定しているというケースとなります。

一番右の事例 3 では、関連意匠 3 が関連意匠 1、2 のみならず、同様に基礎意匠にも類

似しておりまして、本意匠として関連意匠2を指定しているケースとなります。

これら3つの事例におきましては、「いずれの意匠との間におきましても先願の規定を適用しない」と記載してございます。

21 ページは、意匠法第3条の2の規定の一部適用除外化についてでございます。現行意匠法では、第3条の2の規定は、先の出願が秘密意匠で、1回目の秘密の意匠公報の発行から、2回目の秘密の解除公報の発行までの間に後の出願がなされた場合には、同一出願人でも第3条の2の規定が適用されることとなります。こちらの表で黄色くお示した期間が、その同人にも第3条の2の規定を適用する期間となります。

他方、本年の意匠法改正によりまして、後願が関連意匠の場合には、同一出願人の先願の意匠を根拠とした意匠法第3条の2の規定は適用されないこととなりました。こちらの図で御説明をさせていただきますと、現行法では同一出願人でも、こちらの黄色でお示した期間に出願された後願の意匠登録出願の意匠は、自己の先願意匠の一部と同一、又は類似である場合には、自己の先願意匠において拒絶されることとなってしまいます。しかしながら、この期間の出願に同人でありましても、一律第3条の2の規定を適用することといたしますと、関連意匠の意匠登録出願を長きにわたって御出願いただくことができなくなってしまいますので、関連意匠として意匠登録を受ける場合に限り、同人の先願との間では、第3条の2の規定の適用を除外することとしております。

22 ページは、この改正点に則した基準改訂案を記載しております。意匠審査基準上に先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外の規定の適用に関する項目を、こちらの枠の中に記載しましたように、新たに明記する案となっております。

23 ページは3点目の、新規性要件の一部適用除外化についてでございます。改正法におきましては、関連意匠として登録される場合、「自己の意匠」のうち、基礎意匠及び基礎意匠に係る関連意匠と同一又は類似する公知の意匠は、新規性及び創作非容易性の判断の基礎となる資料から除外されることとなっております。

こちらの図で見ていただきますと、左側の枠内にごございますように、現行法におきましては本意匠が登録されて、その本意匠の意匠公報や、実施品といった公知意匠が出現してまいりますと、その後に出願された自己の関連意匠につきましても、自己の公知意匠で新規性がないとして拒絶となってしまいます。改正後は本意匠が登録されて、その公知意匠が出現しましても、その公知意匠が自己の意匠であって、基礎意匠及び基礎意匠に係る関連意匠と同一又は類似する公知の意匠でございます場合には、新規性の判断の基礎となる

資料からは除外されまして、その後に出願された関連意匠は意匠登録を受けることができるとなります。

なお、新規性の判断の基礎となる資料から除外し得る公知意匠につきまして、具体的にどのようなタイミングで公知となったものが該当するかについてでございますけれども、この点は左下の水色の枠内に記載しておりますように、「自己の意匠」につきましては、基礎意匠及び基礎意匠に係る関連意匠の出願日以降の意匠に限られることとなります。ですので、公知意匠のうち、自己の何らかの意匠と同一、類似のものがあれば、その意匠の出願日以降のものが除外されることとなります。

加えまして、基礎意匠及び基礎意匠に係る関連意匠の出願日より前の自己の公知となった意匠について、意匠法第4条の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けているものについても、新規性や創作非容易性の根拠となる資料から除外されることとなります。

24 ページは、先ほど御説明させていただきました新規性要件の一部適用除外化の内容につきまして、(ア)の欄に記載しておりますが、その内容を意匠審査基準上に明記してはどうかという御提案となっております。その際に、「自己の意匠」の判断につきましてはさまざまな考慮事項がございますので、(イ)から(オ)の各点につきましてあらかじめ検討した上で、それらの具体的な考え方を基準上に明記してはどうかという案となっております。

25 ページの枠囲いの中に基準改訂案を記載しております。一番上の3.7のところ、「公知となった自己の意匠のうち、基礎意匠及び基礎意匠に係る関連意匠と同一又は類似する意匠については、審査官は、当該関連意匠の新規性及び創作非容易性の判断の基礎となる資料から除外する」という旨を記載しております。

続いて、1つ項目を飛ばしまして3.7.2で、先ほど御説明をいたしました除外の対象となる自己の公知意匠の公開時期等について記載しております。

なお、3.7.1でございますが、今回事前に皆様から、「自己の意匠とは何かということ」を基準上に明記してはどうか」という御意見を多数いただきましたので、その判断の根拠となる考え方を記載しております。「自己の意匠とは、関連意匠の意匠登録出願人自らが意匠権又は意匠登録を受ける権利を有している意匠をいう」との案となっております。自らが意匠の創作を行うか、意匠を創作した者から意匠登録を受ける権利を承継しているケース、あるいは自ら既に意匠権を取得している意匠につきましては、そのものの意匠であると判断するという考え方でございます。

したがって、例えばある者が何らの創作行為も行わずに、出願に係る関連意匠の出願人の自己の意匠の製品を無断で型取りをして金型をつくってしまっ、同一のデッドコピー品を製造して市場に置いたといたします。このようなケースでは、デッドコピー品を置いた者は何らの創作行為もしていませんので、その製品の意匠につきまして、意匠登録を受ける権利を有しているということとはできないと判断されます。単にその者は製造して、その製品を市場に置いたという行為を行ったにすぎません。よって、意匠法第10条第2項又は第8項の規定の適用の判断におきましては、このようなデッドコピー品については、それを製造した者の意匠ということとはできないと考えられます。よって、このようなデッドコピー品の意匠は、依然として関連意匠の出願人の自己の意匠であると判断すべきと考えられます。

なお、こちらの「基準案の意匠登録を受ける権利を有している」という文言を、実際の意匠審査において登録査定を得て、意匠権を取得できる権利を現に有しているというふうに狭く解釈いたしますと、例えば誰かに冒認出願等によって先に意匠権を取得されてしまったケース等における真の権利者は、これに該当しないのではないかという見方もあり得るかと思えます。しかしながら、こちらに記載しております意匠登録を受ける権利を有しているという趣旨は、自らが創作を行うか、意匠登録を受ける権利を有する者からその権利を承継いたしまして、その後、それをどなたにも譲渡をしていないという広義のものを意図しております、実際の審査におきまして、現に登録査定に至るか否かまでは問わないという趣旨で記載してございます。

26 ページは次の論点でございまして、消滅などに至った意匠に関する新規性等の規定の適用除外の考え方でございます。改正意匠法第10条第8項では、新規性や創作非容易性要件の一部適用除外化が規定されておりますけれども、第10条第8項の括弧書きにおきまして、「当該関連意匠の意匠登録出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下されたとき、若しくは当該関連意匠の意匠登録出願について拒絶をすべき旨の査定、若しくは審決が確定したとき、又は当該関連意匠の意匠権が第44条4項の規定により消滅したとき、無効にすべき旨の審決が確定したとき、若しくは放棄されたときを除く」と規定しております。したがって、この括弧書きの規定の内容を意匠審査基準上に明記すべきではないかの案となっております。

こちらの括弧書きの規定の趣旨を、図を用いて御説明させていただきますと、まず一番左側ですが、青色の基礎意匠の後に緑の関連意匠A、次いでオレンジの関連意匠Bが出願

されたといいたします。真ん中の図に目を移していただきまして、その後、緑の意匠権が消滅したといいたしますと、緑の意匠は第10条第8項の括弧書きに該当する状況となりますので、この緑の意匠と同一又は類似の公知の意匠は、たとえ自己の意匠であったとしても、基礎意匠又は基礎意匠に係る関連意匠を本意匠とする関連意匠の意匠登録出願の審査の際に、新規性等の判断の根拠とする資料から除外されなくなってしまう。

つまり、緑の意匠と同一又は類似の意匠につきましては、自己の意匠でありまして引例となるということがございます。ですので、例えば赤い星印のような自己の公知意匠が発生した場合、右側の図に目を移していただきまして、後から紫色の関連意匠の出願をした場合には、赤い星印の公知意匠が引例となりまして、紫色の関連意匠の意匠登録出願は拒絶となるということがございます。

一見厳しいルールのようにも思えるのですけれども、これは緑の意匠が一度消滅した後に、実質的にこれと近似した意匠権を、再び取得できてしまうということがないように設けられた規定となっております。第三者への影響を考慮いたしますと、一度消滅した意匠権と実質的に同じ内容の意匠権が、もう一度発生することは認められないという事情によるところでございます。

このように第10条第8項の規定は、いかなる場合においても自己の意匠が新規性等の判断の基礎となる資料から除外できるということではございませんで、第三者への影響が一部考慮されておりまして、そのバランスとの関係で、一部限定的に括弧書きのような制約が発生してございます。

27 ページには、消滅した意匠に関する新規性等の適用除外の考え方における基準案を記載しております。具体的には、「審査官は、公知となった自己の意匠が、出願された意匠の基礎意匠に係る関連意匠のうち、以下の（1）ないし（7）のいずれかと同一又は類似のものであるときは、意匠法第10条第8項の規定の適用をせず、出願された関連意匠の新規性及び創作非容易性の判断の基礎とする資料として取扱う」という案となっております。以下に第10条第8項の括弧書きが規定するケースを列挙しております。

また、（注）といしまして、第10条第8項の規定は、同じ第8項内の括弧書きの規定からも明らかのように、消滅等がなされた意匠と同一又は類似の自己の公知意匠までは除外しないという趣旨のものでありますので、基礎意匠が消滅等をしている場合にも、当然にその同一又は類似の自己の意匠までを除外するものではない旨を記載しております。

28 ページは、自己の意匠の判断における考慮事項についてでございます。公知意匠では、

実施者が明確に示されていないことや、製造者、販売者等、関係者が混在して書かれていることもございます。また、実施品については商標などから製造者等が推測できることもございます。

こうした公知意匠の性質を踏まえまして、審査官は、新規性や創作非容易性の要件の根拠となる資料から除外するか否かを判断するに当たりまして、以下の各点を考慮する旨を、意匠審査基準上に明記してはいかがでしょうか。

①が、公知意匠に表された商標や標章の扱いでございます。公知意匠に示されている標章等が、当業者の一般的な知識から出願人の標章等であることが明らかな場合は「自己の意匠」と扱う旨。

②が、ライセンスによる実施の扱いでございます。公知意匠が、関連意匠の意匠登録出願の出願人から意匠権の実施の許諾を受けて実施していることが推測できる場合は、「自己の意匠」と扱うという旨。

③が、意匠権の移転、商標の変更、事業承継等の扱いでございます。意匠権の移転がありまして、移転等される前の意匠権者等と公知意匠の公開者が一致する場合、又は公知意匠に関するその他の記載によって、関連意匠の意匠登録出願の出願人から、当該公知意匠の実施者に事業承継等がなされていることが明確である場合等は「自己の意匠」と取り扱う旨。

④が、共同出願等の扱いでございます。関連意匠の意匠登録出願の出願人が複数の方による共同出願である場合に、公知意匠の実施者に、そのうちの一人が含まれている場合には、「自己の意匠」と扱う旨。これらを基準上に記載してはいかがでしょうか。

29 ページが基準案となっております。(1) は先ほどの各点を明記したものとなっております。

下の(2) は、意見書等による御意見等の内容と、それに対する審査官の判断を記載しております。具体的には a といたしまして、出願人から、当該公知意匠について、証拠等の裏づけがなく、単に自己の意匠であるとの内容の反論がなされた場合。このような場合は、具体的な根拠がされておられませんので、審査官はその反論を採用いたしません。

b でございますが、御出願人様から、当該公知意匠について、具体的な根拠を示しつつ自己の意匠であるとの内容の反論がなされた場合でございます。この場合は、審査官は出願人から反論を具体的な根拠等に照らしまして検討しまして、当該公知意匠に対して、意匠法第 10 条第 2 項及び同第 8 項の規定を適用すべきであるとの心証を形成いたしました

場合は、当該公知意匠を新規性又は創作非容易性の判断の根拠とする資料とはいたしません。

他方、出願人からの反論や具体的根拠の内容に疑義を抱かせる証拠を発見した場合は、審査官はその反論を採用しないという案となっております。

30 ページは、基礎意匠又は基礎意匠に係る関連意匠が部分意匠である場合の取扱いでございます。基礎意匠又は基礎意匠に係る関連意匠が部分意匠であります場合、公知意匠における当該部分が、基礎意匠等と同一又は類似でありますときには、公知意匠における当該部分を、新規性や創作非容易性の要件の根拠となる資料から除外する旨を、基準上に明記してはいかがでしょうか。

この下の図を見ていただきますと、最初の基礎意匠の出願は部分意匠で、車の前半部分を請求したものとなっております。

公知意匠は上のピンク色の車になりますけれども、このように公知意匠が出現する場合には、全体意匠として出現してくることがございます。この場合にも、公知意匠のうち当該請求部分における部分意匠のところを除外して、新規性等の判断の根拠としないという取扱いをするということでございます。

31 ページは、それを基準に明記したものとなっております。

32 ページは、他人の創作したものが加えられた公知意匠の扱いについてでございます。公知意匠におきましては、周辺部品メーカーの創作を加えましたり、ユーザー様が購入後に外観を変えたりしまして、他人の意匠として公開されているものも存在いたします。このような場合に、公知意匠のうち、他人の創作したものを除いた基礎意匠と同一又は類似の部分で、新規性や創作非容易性の要件の根拠となる資料から除外する旨を、基準上明記してはいかがでしょうか。

こちらの図でござんいただきますと、基礎意匠は乗用自動車の全体意匠となっております。ですが、公知意匠におきましては、それに付加的なパーツがつけられております。ただ、こういった付加的なパーツがついておりましても、乗用自動車の部分を区別して、他のパーツと認識ができる場合には、その乗用自動車を公知資料から除外して考えるということでございます。

33 ページは、それを基準に明記したものの案となっております。2つ目の事例が先ほどの乗用自動車のパーツの例になりますが、もう1つ、基準案では33 ページで部品の意匠の形質を明記しております。こちらの自転車サドルの意匠も同様でございます。まず、

基礎意匠としてサドルの意匠を出願したというケースで、公知意匠はそれを何か自転車本体に組み込んだ形で公知となっているというケースでございます。その場合も登録意匠と同じサドルの部分を除いて、新規性の判断を行うということでございます。

私からの御説明は以上となります。

○黒田座長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明内容について、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

○柏瀬委員 29ページでございますけれども、改訂案の（1）の下の「意匠法第10条第2項及び第8項の適用に当たり、公知となった意匠がいずれの者の意匠であるかの判断については、当該公知意匠の公知時を基準として判断する」と書いてあります。感覚的には出願時や審査時なのかなと思うのですが、この「公知時」というのは何か理由があったら教えてください。

○下村意匠審査基準室長 御質問ありがとうございます。この点はユーザーの皆様からも多々御質問いただいた点でございますが、例えば、A社さんの本意匠の出願があって、その後、B社さんの公知意匠が出現し、A社さんが引き続き関連意匠の出願をしたところ、B社さんの公知意匠が引例になったと仮定いたします。このような場合、A社さんはB社さんの意匠の存在を拒絶の理由とする拒絶理由通知を受け取ったときに、B社さんの意匠を買収して、自己の意匠にしようとするケースもあるかと思うんですね。

ただ、買収することによって新規性を買うようなことというのは、もともと制度の趣旨としてはおかしいわけですので、この公知意匠は出現したときに誰の意匠であるかということは定まっておりますので、そういった判断はできないということでございます。公知意匠が誰の意匠であるかは、その公知意匠が出現したときに確定するものと考えておりまして、その趣旨をここに記載しております。

○柏瀬委員 そういたしますと、例えば、公知になったときが非常に過去であったと、5～6年前に公知になったものだと。その2～3年後に別の会社を買収された権利であるといった場合も、最初にA社さんのものであると、B社さんが出願前に買ったとしても、やはりA社さんのものという認識ですね。

○下村意匠審査基準室長 5年前の公知資料はA社さんのものとして公知になっておりますので、それはA社の公知意匠になるということでございます。

○柏瀬委員 そうすると、B社は途中で出願前に権利を移転したとしても、それは新規性

を買うようなものだという判断ですか。

○下村意匠審査基準室長 はい、そうですね。逆に御出願人様の方が公知意匠に合わせて名義変更するということはあるかと思うんですけども、公知意匠が事後的に別の方の公知意匠にすげ変わるということはないと考えられますので、このような趣旨となっております。

○柏瀬委員 はい、わかりました。

○黒田座長 ありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。お願いします。

○林委員 今、質問されたところと同じ箇所について1つ御質問させてください。公知意匠として引用されるかや、こちらの条文に該当するか否かという判断のところで、その前のページのライセンシーによる実施の扱いに関するご説明によれば、審査官の方々は、ライセンシーによる実施であると推測できる場合は自己の意匠と扱ってくださるということだと思っておりますが、推測できないと判断された場合には、やはり拒絶理由が出てしまうと思うんですね。

その場合、29ページのところでご説明いただいているように、自己の意匠であり、ライセンス関係があるということを証明できれば拒絶理由は解消されると思うのですが、例えば秘密保持条項などによりライセンス契約そのものは出せないといった場合に、どういった書面を出したらいいのかといったことの指針は示していただける予定でしょうか。

○下村意匠審査基準室長 こちらは皆様から御要望をいただいております、どういった書面で御反駁が可能かを検討したのですが、まず、一番しゃくし定規に考えますと、公知意匠を公開されている方から証明をしていただく、例えば、これはA社からB社にライセンス契約をしたものですという形でB社さんから証明していただくことが、一番客観性のある証拠となると思います。ただ、この場合の証明は、例えばA社さんの関連意匠の出願で、A社がB社にライセンスをしているというケースが多々あるかと思うので、御反駁をされる方がライセンスをしている方のほうになるということですから、御出願人様自らが、「私はあの方にライセンス実施の許諾をしています」ということを、自己証明で構いませんので、証拠を示しつつ反駁していただければ、審査においても、それに疑義を抱かせるような証拠を発見しない限りは御意見を採用して審査を進めたいと考えております。

その旨は私どものQ&A集にお書きさせていただくか、あるいは便覧等にお書きしたいと思っております。御出願人様の意見書の書きぶりになりますので、恐らく新規性喪失の

例外の規定のQ&A集と同じような形で、Q&A集等としてオープンにしていきたいと思っております。

○林委員 ありがとうございます。

新規性の喪失の例外適用のような形で資料を準備していただけると大変助かります。よろしくをお願いします。

○黒田座長 ありがとうございます。

ほかに何かございますか。お願いします。

○堀越委員 堀越です。

2ページですが、意見です。関連意匠制度の概要という中で、「一つのデザイン・コンセプト」から創作された多数のバリエーション」とありますが、このコンセプトは、デザイナーに提示される場合には、実はいろいろなコンセプトがありまして、この場合は外観というふうに考えたほうがよろしいですね。

○下村意匠審査基準室長 そうですね。コンセプトというと、すごく広義の意味を持つということですよ。

○堀越委員 そうです。ですから、そこを何かわかるように書き方を変えたほうがいいのではないかなという意見です。

○下村意匠審査基準室長 そうしますと、今、2ページにありますものは現行意匠制度の概要を記載しているところなんですけれども、私どもの今回の法改正後の基準案では、同じように関連意匠の概要を記載しているところが、資料5の冒頭の関連意匠とは何ぞやというところがございます。その関連意匠の趣旨のところ、やはり「コンセプト」という記載が出てきますので、ここの記載の広がり、あまり生じ過ぎないようにした方がよいという御意見となりますでしょうか。

○堀越委員 少し広過ぎて、勘違いする場面が出てくるかなというおそれがあります。

○下村意匠審査基準室長 承知いたしました。ここの書きぶりはよく検討してみたいと思います。御指摘ありがとうございます。

○黒田座長 ありがとうございます。

神田委員、お願いします。

○神田委員 神田です。

先ほどの自己の意匠のところ、完全一致でないデッドコピーに関しては自己の意匠とみなさないというお話がありましたが、今、模倣品問題を抱えており、完全同一というの

は少なく、部分的に少しだけ違うデッドコピーが多く出回っていることがあるため、救済措置ということで、拒絶理由やO Aの反論で、私たちの主張を少し聞いていただくということはご検討いただけますでしょうか。

○下村意匠審査基準室長 その御主張というのは、ほんの少しの違いがあるんですけども、自己の意匠の範疇でありますという御主張ということですね。

○神田委員 はい、そうですね。他人の創作が加わっていないというような主張になるかと思えます。

○下村意匠審査基準室長 そこは十分あり得ると思っております、私どもの資料の後ろの32 ページのようなケースですとか、これも他者さんの創作されたものが付加的に加わった上で公知になっているケースなのですが、こういった自己の意匠に何か加工が加えられただけとか、パーツが加えられただけのケースのように別の方が同じ乗用自動車を創作したのではなく、単に買った方が事後的にシールを貼ったりといった範疇のものであれば、なおも自己の意匠であると認定できると考えているんですね。

ですので、極端な例ですとシールを貼ったり、ペンで上から書いたりといったものにすぎない場合は、自己の意匠が他のものとはっきりと区別できるのであれば、なおも自己の意匠と捉えられると考えております。

ただ、他方で他者さんの創作が自己の意匠と混然一体となって、バンパーの形ではなくて例えばボンネットの形がもともと曲面から違っていて、他社さんの製品であるという認定しかできないようなケースでは、そこはやはり他者の意匠となってしまうことも考えられるということでございます。

○神田委員 ありがとうございます。

○黒田座長 ありがとうございます。

ほかに何かございますか。青木委員、お願いします。

○青木委員 青木です。

幾つか便宜のための話から、中身をいろいろお伺いしたいなという話まで8つほどあるのですが、よろしいですか。立て続けで恐縮ですが。

1つ目は便宜の関係と確認ですが、今回、審査基準では基礎意匠に関して説明をされるというところがあったと思います。スライドでいきますと、用語のところですから11 ページ目ですかね。一方で、「基礎意匠に係る関連意匠」という単語も、意匠法上新たに出てきたと思うのですが、こちらは特に記載はされないのですか。何か説明等はなしのままで

すか。

○下村意匠審査基準室長 11 ページの基準改訂点 2 において「基礎意匠」しか明示しておらず、資料 5 の基準案の記載と平仄が取れておらず申し訳ございません。資料 5 の基準案の 3 ページにおきましては、基礎意匠に係る関連意匠の定義もしているところでございます。

○青木委員 これも念のためですが、今、基礎意匠から関連意匠 A、B という形で 1 つの系統で広がっていているのですが、例えば C、D という形で、同じ基礎意匠ですが別系統のものがふえていくということもあると思うのですが、それらを全部、A、B、C、D、まとめて基礎意匠に係る関連意匠という呼び方をするという理解でよろしいですかね。

○下村意匠審査基準室長 そうですね。

○青木委員 では、条文の適用にあたって、特に系統等は関係ないということですね。

○下村意匠審査基準室長 はい。

○青木委員 わかりました。

次にスライドの 22 番で、第 3 条の 2 との関係でということが書かれていたと思うのですが、ここに関しては条文上は秘密意匠の話も少しあったと思うのですが、それに関しては特に記載をされないということですかね。

○下村意匠審査基準室長 そうですね、こちらは秘密意匠の場合も、そうではない場合も変わらずこの条文のとおり、運用については特段色をつけて考えるということは予定しておりません。

○青木委員 特に審査基準でわざわざ秘密意匠の場合は取り出して書かれるようなことは想定されていないと、このままの記載で。

○下村意匠審査基準室長 そうですね、条文に則して一律の扱いを想定しております。

○青木委員 わかりました。

それから 25 スライド目で、先ほどの自己の意匠に係る、一番基本的な 3.7.1 の定義のところですが、こちらは先ほど解説をいただいていたと思うのですが念のための確認ですが、例えば他人が模倣品を出すなどして、本人が意匠登録を受けられないような状態になってしまっているものと、場合によっては意匠登録を受ける権利があるのかどうか、よくわからないような状態だと思うのですが、そういう場合でも自己の意匠と整理されることがあるという御趣旨だと理解してよろしいですか。

○下村意匠審査基準室長 そうですね。出願人が創作をして、他者さんに似ていることに

よって、審査において最終的には拒絶を受けるものであったとしても、現に創作をしていれば、意匠登録を受ける権利は発生していると考えていきたいと思っております。

○青木委員 わかりました。

それから、要約資料の 26 スライド目ですが、消滅した場合に関しての新規性、括弧書きのところの話だと思うのですが、こちらは既に消えた関連意匠について、実質的に再取得を認めないというところに趣旨があるというお話だったかと思えます。そうだとしますと、こちらの図の例でいきますと関連意匠 B が、この星印の公知の前か後かにかかわらず、とにかく A が消えた以上は、もうこの星印を含む出願は今後できないという説明になるわけですね。

○下村意匠審査基準室長 そうです、御理解のとおりです。

○青木委員 そうしますと、B で確保しているという言いわけは通じないことになるわけですね。

○下村意匠審査基準室長 はい、そうですね。B で確保しておいても、もう一度関連意匠 A と近いところに権利がとれてしまう、出願できてしまうことを阻止するためでございますので、オレンジと赤が前後どちらにありましても、これは拒絶理由からは排除できないと考えております。

○青木委員 その趣旨からいきますと、公知意匠である星印と類似する関連意匠が幾つかあったとして、どれか 1 個でも消えてしまえば、当該星印を含むような出願は今後できなくなるという整理になるわけですね。

○下村意匠審査基準室長 はい、御理解のとおりです。

○青木委員 わかりました。

スライドの 28 番の「自己の意匠」の判断における考慮事項」となっていますが、これは単にわかりやすいように書いていただければそれでいいと思うのですが、拝見していると、例えばライセンサーが公知にしていると、実施しているというものも自己の意匠になるであるとか、権利の移転があれば自己の意匠になるであるとか、ある種実体的な意味で自己の意匠になるかどうかというお話と、一方で、①などが典型だと思いますけれども、マークが張ってあるからこの人だよねという、ある種の証拠のような類いものが並んで書いてある。私みたいな者からすると、実体の話と手続の話は分けてあるとわかりやすいのかなと思ったのですが。ただ、これはお使いになる方に合わせて、こちらのほうがわかりやすいということであれば、こうしておいていただければいいですし、その辺は単に提案で

あります。

○下村意匠審査基準室長 御指摘ありがとうございます。こちらは順番をあまり考慮せず  
に書いておりましたので、ここは基準の記載ぶりを見直したいと思います。

○青木委員 それからスライドの29番ですが、先ほど委員の先生方からも既に御質問があ  
ったように、公知時基準で自己の意匠か、他人の意匠かを判断するという話だったかと思  
うのですけれども、私、勘違いしていたら申しわけないのですが、例えば、Aさんが本意  
匠の出願をした後、他人が本意匠と類似したものを公開してしまったと。その後、Aさん  
が、本意匠と公知意匠両方に類似する関連意匠を出願しようとしたところ、Bさんの公開  
した公知意匠でひっかかるというお話だったと思います。

ここで後からAさんがBさんを買収したところで、公知時点では関連意匠出願人Aの自  
己の意匠ではないのでだめだよということだったと思うのですが、逆に商標のアサインパ  
ックみたいに、Bさんのほうに最初の自分のとった意匠権と自分の出願を預けて、取得し  
た後に返してもらうということは想定されるんですか。

○下村意匠審査基準室長 Bさんに合わせて登録意匠や出願の方を名義変更することは可  
能であると考えております。現状の第3条の2の規定がそのような運用をされていて、  
「先願の意匠の願書に記載された出願人と、後願の意匠の願書に記載された出願人が一致  
していること」という要件がありますが、後願の意匠の出願人は、先願の意匠の願書に記  
載された出願人に合わせるような名義変更をすることは許容されていますので、同じ考え  
方になるのかなと考えております。

○青木委員 わかりました。

それから、スライド番号で33番になります。今回、「他人が創作したものが加えられた  
公知意匠の扱い」という形で記載をされているのですが、例えばこのサドルのケースで、  
自分でサドルを本意匠として出願登録を受けた後、自分で自転車を販売して、また自分で  
サドルの関連意匠を出したいというときに、全部当該部分が類似だとした場合大丈夫でし  
ょうか。端的に言うと審査基準では「他人の」場合が書いてあるのですが、自分が自転車  
を販売した場合でももちろん大丈夫という趣旨でということですか。大丈夫というか、新  
規性の引例から外れるという整理になるということですかね。

○下村意匠審査基準室長 はい。

○青木委員 「他人の」と書かれていたので、「自分の場合も」というのが要らないのか  
など、ちょっと気になっただけで。

○下村意匠審査基準室長　そうですね。正確には両方書いたほうが適切かと思います。御指摘ありがとうございます。

○青木委員　最後に34スライド目で、私自身もいまひとつずれていたら申しわけないのですが、先ほど既にお話がありましたように混然一体になってしまったような場合、他者が他人の意匠をまねつつ、しかし、少々手を加えて、区別できる場合と混然一体になってしまった場合がある。混然一体になってしまった場合には、もうそれは他人の意匠だと、自己の意匠ではないから引例として機能するというお話をされたかと思います。

一方、こちらで見た場合、区別ができるということであれば、その部分を取り出して引例から外すということをおっしゃっていたかと思うんですね。これは条文の読み方なのかもしれないんですが、34スライド目の右側の赤い点線になっている場所は、条文上の文言で言うと自己の意匠となるんですかね。

○下村意匠審査基準室長　そうですね、そのように考えております。

○青木委員　なるほど。そうすると、赤い部分が自己の意匠であり、公知になってしまった意匠であるという説明になるわけですね。

○下村意匠審査基準室長　はい。

○青木委員　一方で、条文上の要件でいきますと、本意匠と同一類似のものを引例から外すという書かれ方になっていると思うんですが、ここで言う本意匠というのは左側のほうにある登録意匠という車の意匠全体だと思うんですけども、そうしますと本意匠の車と、それから自己の意匠である、公知になってしまった意匠である赤い点線の部分が、条文上の文言からいくと同一又は類似でなければならないということになるんだと思うんですが、これは場合によっては赤い点線に囲われるパーツの範囲が小さくなって、「自動車なの、それ？」という話になるようなケースもありそうな気がするのですが、条文の文言はどう整理されることになるんですか。

○下村意匠審査基準室長　見えなくなってしまうと、今、御指摘いただきましたように、自己の意匠が認定できなくなってしまうケース等もあると思うんですね。非類似の関係となるところまで見えなくなってしまうと、除外できないということも起こり得るかと思うのですが、後願の関連意匠の出願が出てきた場合、ほとんど見えない、除外ができない、ある物品の一部でもって関連意匠が拒絶査定を受けてしまうということもないかと思いますが、特段の問題は生じないのかなと考えられます。

○青木委員　場合によっては、類似の範囲から外れて引例となると、創作非容易性などで

拒絶される可能性があるということですか。

○下村意匠審査基準室長 部分的に見えているところが要部があるとしておっしゃるとおり、その部分は引例を免れないということはあるかもしれません。

○青木委員 そうしますと、一部分でも抜き出す場合、こういうかなり大きいパーツであれば、まあ何とか「自動車ですよ」と説明がつきそうな気がします。またサドルの例に関してはサドルのほうが小さい、本意匠のほうが小さいので多分説明がつきやすいと思います。しかし、自動車の例で公知意匠の自動車の一部だけ引っこ抜いて「自己の意匠」という話になると、条文上、同一類似の範囲というのが、赤い点線の部分が小さくなっていくと、本当に同一類似なのかという話になって、外れて引例になり得るというケースもあるような気がしています。

○下村意匠審査基準室長 そうですね。確かに、分量が小さくなると自己の本意匠と違う意匠になっているということもあり得るかと思います。

○青木委員 恐らく新規性と先後願を接合している条文である関係で、こういうちょっと厄介なことが起きるのだと思うのですが、条文に書いてあるとおりにやるしかないと思いますので、赤い点線の程度みたいなものがきいてくるというか、区別はできるが追加形態が多く、赤い点線の範囲が小さくなって違う物品になってしまう、違う形態になってしまう、類似しなくなってしまうということがあると、発動できない条文になるという理解でよろしいですか。

○下村意匠審査基準室長 そうですね。先生がおっしゃる、見えないところがどんどんふえていって、最後に見えているところが、その意匠の要部であるようなときは、後から出てくる出願意匠の創作容易性のときに気をつけなくてはいけないケースになるということはあるかと思います。

○青木委員 となりますと、混然一体の場合にはそもそも引例になるし、区別できる場合であっても本意匠との関係で類似性を失うような例になってしまったら、やはり引例になり得る。それで3条2項等で拒絶される可能性がどう出るかは別にして、そういう理解でよろしいですか。

○下村意匠審査基準室長 はい。そうですね。

○青木委員 わかりました。すみません、長くなりました。以上です。

○黒田座長 貴重な御指摘ありがとうございました。

ほかに何かございますか。お願いします。

○堀越委員 今、御質問がありました部分ですが、他者に説明をしようとする場合、基礎意匠、そこから派生してくる関連意匠、それから関連意匠を本意匠として派生してくる関連意匠があるわけですが、どんどんどんどん原形と離れていくわけです。この説明の中にも、関連意匠A、B、Cとあるものと、関連意匠1、2、3があるのですが、こちらはちよつと意味が違うのかどうかという話。

それからもう1つは、本意匠というのはどんどんふえてくるわけで、この辺を何かわかりやすくひもづけというか、わかりやすくする工夫はないのかなというのが一つあります。

○下村意匠審査基準室長 確かに先生に御指摘いただいて、私どもが作成しました資料5の基準案を見ますと、複数の関連意匠にA、B、Cを振っているところと、1、2、3を振っているところがございます。これは特段の区別なく使っていたんですけども、御指摘を踏まえまして、表記のわかりやすさの点から、表記の統一性と使い分けを検討したいと思います。

○堀越委員 例えば、基礎意匠から派生しているものはA、B、Cとか、本意匠から派生しているのは本意匠とのナンバーでわかるとか、その辺……。他者には関係ないのですが、提案して、これを今後活用していこうとするときに、混乱するんじゃないかなという気はしますね。

○下村意匠審査基準室長 貴重な御指摘をありがとうございます。

○黒田座長 ありがとうございます。

神田委員、お願いします。

○神田委員 まずはお願いから。願書の記載事項としては、今までどおり、関連意匠の出願願書には、「本意匠の表示」がつくということによろしいですか。

○下村意匠審査基準室長 はい。

○神田委員 公報の記載の確認ですが、公報の記載には、従来は、「本意匠の表示」が掲載されていたかと思いますが、公報にも「本意匠の表示」が掲載されるという理解で良いですか。

○下村意匠審査基準室長 今はまだ予定の範疇ではございますが、公報には基礎意匠が記載されまして、出願に係る関連意匠より前に登録された、関連意匠の情報も掲載されるという方向で検討しているとうかがっております。

ただ、みなし本意匠といいますか、本意匠の表示の欄に記載していただいた本意匠は、公報上どれであるかというところまでは明示されないこととなります。ただし、J-PlatPat

では、経過情報の書類が見られますので、本意匠の表示の欄に何を書いていただいたかというのとはそちらでご覧いただけると考えられます。

それから、J-PlatPat のほうでは、今後どのような開発がなされるかはまだ検討中であるとお聞きしておりますが、樹形図のようなものを御参照可能とするべく、検討しているともお聞きしておりますので、公報上は確認はできないのですが、当該システム上確認いただけるのではないかと考えております。

○神田委員 関連の関連とずっと連鎖していきますと、基礎出願と関連意匠出願が離れた権利になる場合もあるかと思えます。そのため、関連意匠出願がどの意匠に似ているか、どの部分が似ているか、類似の範囲なのかを確認するためには、本意匠の表示が公報に記載されているほうが、ユーザーにとってはとても有難いことだと思いますので、御検討いただけたらと思います。

○下村意匠審査基準室長 御要望として承らせていただき、担当部署にお伝えしたいと思います。

○神田委員 出願日についての確認です。出願可能な時期として、基礎出願から10年とありますが、施行日の関係で、施行日以降の出願が基礎出願になるのか、それとも施行日以前の出願を基礎出願とした関連意匠の出願が可能であって、要は基礎出願が9年前、10年前のものも施行日以降であれば関連意匠出願が可能なののでしょうか。

○下村意匠審査基準室長 現在、改正法に書かれている範囲の経過措置では、改正法施行前出願を本意匠とする施行後の関連意匠の出願に関する制限は特段設けられていないところがございますので、このまま政令にも何も書かれないということになりますと、改正法の施行前に出願されている、既にある本意匠に対して、改正後に出願された関連意匠はつけられるということになるかと思えます。

ただ、まだ政令が全部出ているわけではございませんので、確定次第、そのような状況になるということが考えられます。

○神田委員 ありがとうございます。

もう1点、まだ政令で定まっていないというところですが、新たな関連意匠出願が可能である場合、その新たな関連意匠の期間は既に登録されている基礎意匠出願、または関連意匠の満了日までなのか、それとも改正意匠法第21条2号に従って、基礎意匠の出願日から25年になるのでしょうか。

○下村意匠審査基準室長 関連意匠の意匠権の権利期間という御質問ですね。

○神田委員 はい、そうですね。

○下村意匠審査基準室長 ここも、今の改正法の経過措置では特段の定めがないところなんです。ですので、今後の政令にもよるところかとは思いますが、平成18年の改正のときに、同日に限られていた関連意匠の出願が、本意匠の公報発行まで認められるとともに、意匠件の存続期間が15年から20年になりました。そのときも、後から出された関連意匠だけが20年間の存続期間となり、本意匠は15年間のときに出されたものということで、ここに満了日の違いが生じることもあったのですが、その点は許容されましたので、今回もそのような形で施行される可能性があるかと思えます。その平成18年法の際には、本意匠の意匠権の存続期間が満了し、関連意匠の意匠権だけが存続した際に、それら複数の関連意匠の意匠権がバラバラにならないように、それらがひとまとまりでなければライセンスができないということが政令で規定されましたので、今回もまた政令でそのようなものが定められる可能性もあるとは思うんですね。そこはまだ政令が出ていないのでわからないのですけれども、同じような措置がなされることも考えられるかと思えます。

○神田委員 ありがとうございます。

○黒田座長 ありがとうございます。

ほかに何かございますか。お願いします。

○林委員 スライドで言いますと27ページの自己の意匠の適用除外について、ちょっとお伺いしたいことがございます。自己の意匠がどの程度の範囲認められるかというのは、結構大きなテーマだったと思うのですが、既に公知になってしまっている意匠が除外されるのは当然として、意匠は登録にならないと公知にならないわけですが、出願が放棄されたときや取り下げられたときも対象になるということで、この点はやはり厳しめに判断されるのかなど。この規定は新規性喪失の例外適用をかなり緩和された制度ともいえますので、そこは致し方ないかと思っております。

その上で、ちょっとテクニカルな話でもあると思うのですが、条文を素直に読みますと、自己の意匠のうち当該基礎意匠に係る関連意匠云々ということになっているので、例えば(1)の放棄、取り下げといった出願について、これらの処分が確定する前に関連意匠でなくして補正をした場合には、この条文の適用外になるという理解でよろしいですか。

○下村意匠審査基準室長 そうですね、ここの括弧書きに該当するためには、関連意匠の意匠登録出願に該当している必要があると思うのですが、関連意匠の意匠登録出願にするか否かというのは、御出願人様の意思があってこそそのことでございますので、例えば関連

意匠の意匠登録出願ではないという補正をされた場合には、こちらとしてはそれが関連意匠の意匠登録出願に該当するとは言えなくなってしまうので、例えば、そういった補正をされた場合ですとか、もともとそういった本意匠の表示のないものにつきましては、関連意匠の意匠登録出願とは認定しないと考えております。

○林委員 わかりました。

今、出願人の意思によって関連意匠として、出願を目指したという御発言があったと思うのですが、例えば出願人は関連だといって出願をしたものの、類似じゃないから関連として認められませんというように、特許庁で判断されたものについての扱いはどのようになりそうですか。

○下村意匠審査基準室長 ここでいう関連意匠の意匠登録出願に該当するためには、2つの要件があると考えておりまして、1つは御出願人様の意思が明確に関連意匠であるということと、2つ目は審査において、関連意匠であることが確認されたもの、すなわち、基礎意匠かそれに係る関連意匠と類似することが確認されたものであること、との両方を満たしたもののみが、ここに該当すると考えております。ですので、何らかの審査判断で、関連意匠として出願されたものが、本意匠に類似すると判断されたことがわかる御通知が行っている、といった案件などに限られると考えます。

○林委員 ありがとうございます。

○黒田座長 ありがとうございます。

ほかに何かございますか。どうぞ。

○柏瀬委員 今回の関連意匠制度ですけれども、出願人にしてみれば非常に利便性もいいし強い権利がとれるというものでございますが、競業他社にとられた場合、非常に脅威となるということもございます。そうした場合に、意匠法の場合、対抗措置が無効審判だけということになりますと、無効審判というのは非常に時間もお金もかかるものでございますから、何かそれにかわる、例えば特許法で言いますような付与後異議ですとか、情報提供のようなものは考えていただけないのかなと思います。これを今回お願いするのは適切でないのかもしれませんが、非常に不安に思うところもございますので、発言させていただきます。

そのうちの情報提供でございますが、特許公報が出た後に似たものがあれば、それを情報提供させていただくことによって、その意匠にかかわる関連意匠の審査に御利用いただけるような制度も御検討いただきたいと考えております。特に建築物に関しましては、全

ての建物が全部の文献に載っているわけではございませんので、特許庁の皆様の情報収集のお手伝いをするという意味でも、そういったことを御検討いただきたいと考えております。

○下村意匠審査基準室長 御要望につきましては、その趣旨も含めて十分理解させていただきました。どのような対応が実現できるかというのは、意匠法には公開制度がないことなども勘案しつつ検討しなければならないと思いますが、審査に資する有用な情報を皆様から御提供いただくというのは、審査全体の質を向上させることにもつながりますので、どのような策が講じられるかというところで、前向きに検討してみたいと思います。

○黒田座長 ありがとうございます。

ほかに何か。お願いします。

○堀越委員 これは意見ですが、今回の関連意匠は創作側にとっては非常に使いやすくなったと思います。というのは、最初のデザインを選んでユーザーリサーチなり、展示会の反応を見て改良・改善することはよくあるんですが、そうしたことは8カ月過ぎてということが多いわけですが、関連意匠で救っていけると思います。

なおかつ、創作やデザインを仕事としている者にとっては、これをどう使えるかということを考えるわけですね。どうやってこれをビジネスに使うか考えるわけですが、そうしたときに事例として挙がっているのが自動車だったり、非常に量産品が多いわけですね。ところが、実際この制度がさらに使えるなど思うのは、地域産業や伝統産業など結構寿命の長いものが多いものですから、そこでいろいろ使えるんじゃないかなと思っているわけですね。ですから、この事例の中に、自動車だけじゃない事例をぜひとも加えていただけないかなというのが要望、意見です。

○下村意匠審査基準室長 どうもありがとうございます。デザイナーでいらっしゃる先生から、「使いやすい制度になった」と言っていただけると非常にうれしく思います。いただきました御指摘を踏まえまして、いろいろな分野の事例をもう少し加える形で検討したいと思います。

○黒田座長 ありがとうございます。

ほかに何か。お願いします。

○小山委員 今回の関連意匠の改正でとても興味ある点が、やはり自己の新規性喪失の例外が10年間さかのぼることができるというところが、一番の柱かなと思うんですね。先ほどの御説明の中で、本意匠、基礎意匠の出願日以降の自己の公知を扱い、出願前のものに

については新規性喪失の例外を使うことができるという御説明があったかと思うんですね。ですから、企業にとっても関連意匠の新規性喪失の例外だけでなく、従来のグレースピリオドで1年間になった新規性喪失の例外もうまく活用しながら、関連意匠を活用するというのが得策になるのかなと思います。1点細かい事例でお考えをお聞きます。

資料4の26コマの関連意匠の改正点③ですと、関連意匠Aが消滅した場合に連鎖する関連意匠が出せないよという例ですね。この場合に、新規性喪失の例外だと非常に限られた条件になると思いますが、一番右の説明図において紫色破線で書かれた連鎖の関連意匠、名前がついていませんので仮に関連意匠Cを出す際に新規性喪失の例外を主張し、かつ関連意匠A、Bの公報発行日、公知意匠の公表日から1年以内ということを前提に出願をした場合には、当然これは規定どおりですから、新規性関係の第3条の拒絶理由の対象にはならないという解釈でよろしいでしょうか。

○下村意匠審査基準室長 そのような運用を考えております。

○小山委員 いろいろな使い方ができるということですね。

○下村意匠審査基準室長 はい。

○小山委員 ありがとうございます。

○黒田座長 ありがとうございました。

ほかに何かございますか。お願いします。

○神田委員 資料4の26ページの関連意匠の消滅した意匠に関する新規性等の規定の適用除外のところの資料ですが、資料3や審査基準案のところには、掲載されていません。実際の審査基準案には載せる予定はないということでしょうか。

○下村意匠審査基準室長 今の話をもう少し基準に——小山先生の御指摘の点を書き込んだらいかかという御意見でいらっしゃいますでしょうか。

○神田委員 そうですね。資料4の26ページの消滅等の後の関連意匠出願したときの考え方のところの図は判り易いと思いますが、審査基準案にはそういった図が載っていないのに対し、審査基準案の6ページの上段の「意匠出願が可能な時期が延長されました」という説明において、基礎出願が生きることが要件ではないことの説明の部分には図が記載されています。この場合の図で、基礎出願が消滅している段階で関連意匠出願Bが出願されていて登録になっているのに対し、消滅等の後の関連意匠出願したときの考え方の事例と比べると、間違っているような印象を受けました。

出願可能な時期の説明であり、基礎出願が生きることが要件でないということを説

明する資料としては間違いないのですが、後段の説明部分で権利が消滅した意匠に類似する場合は登録にはならない、という説明の部分と、一致していないような気がします。

審査基準案には、これらの図が載っていないため、間違えることもないとは思いますが、一方、字だけでの説明だと判りづらいというのがあります。ここは何か意図して審査基準案から外されたというのがありますか。

○下村意匠審査基準室長 いえ、そんな趣旨はございません。今のスライドの26ページの図が基準案にあったほうがわかりやすければ、そのように図も盛り込んでいきたいと思えます。

それから、先生から今御指摘をいただいた6ページの図では、関連意匠Bは、基礎意匠Aが消滅していても登録が受けられるという、出願のタイミングを説明した意図であれ、スライドの26ページのものとはフリクションがあるという御指摘かと思えます。

6ページの絵は、もともと基礎意匠の水色の出願と、関連意匠Bというのが非類似のものを想定していたんですけれども、そうした前提の事例ということがわかるような注釈を書いたり、例えば、もしも基礎意匠の出願と関連意匠Bが似ていて、公知意匠の、例えば基礎意匠の公報が出ているというときには、関連意匠Bはタイミングとしてはセーフでも、引例は生じてしまいますよという注意喚起を、どちらかに記載するような形にしたらよろしいでしょうか。

○神田委員 前段説明のところでは登録になると書いてあって、後段の説明資料では拒絶になる、登録にならないという事例になっているので、勘違いしやすいと思いました。時系列で書いてあればまた違ったかもしれないのですが。審査基準案のほうには図が書いていないので、間違いも生じないとは思いますが、一方、図があった方が判り易いというのも、ユーザーからは意見させていただきます。

○下村意匠審査基準室長 わかりました。そうしましたら、3.7.3のところには図をまず入れさせていただき、6ページの時系列の表がありますところには、例えば何か消滅した後の公知意匠があった場合に、拒絶になるケースがあるという注意喚起を下のほうでさせていただいて、3.7.3参照という形で、このケースに注意してくださいということで参照先を記載したいと思います。

○神田委員 ありがとうございます。お願いします。

○黒田座長 御指摘ありがとうございました。

ほかに何かございますか。お願いします。

○堀越委員 先ほど、似た質問だったかと思うのですが、関連意匠として出した場合に2つの要件があると。関連意匠であるという意味と、それから審査の判断だというお話ですが、そのときに審査の判断で、これは関連意匠じゃないよと言われた場合は新規で登録をする。そうすればまた25年ということですが、その場合は前の意匠は引例に使われないんですよね。

○下村意匠審査基準室長 そうですね。別の基礎意匠の関係性から抜け出ていますので、先ほどの26ページの関係性のようなものからは、もう関係がないものとなります。

独立した意匠に何か似ている、別の引例があれば別ですが、第10条第8項の括弧書きのは同じ基礎意匠と、それに係る関連意匠に係るものでございます。

○堀越委員 はい、わかりました。

○黒田座長 ありがとうございます。

ほかにございますか。お願いします。

○青木委員 あまり私、実際の手続のところをよくわかっていなくて申しわけないんですけども、連鎖して後ろにほうにいつている関連意匠の出願をして登録を受けたときに、そこには本意匠が何であるかは表示されるんですよね、されないんですって。

○下村意匠審査基準室長 意匠公報には基礎意匠を表示する方向で検討中でございます。本意匠は、その関係する意匠群としては表示されるのですが、複数ある場合には、どれが唯一の指定した本意匠かというところまでは公報に載らないという可能性がございます。ただ、J-PlatPatで、その経過情報を見ていただければわかると思うのですが、公報だけを見ると、その情報は載っていないということになることが考えられます。

○青木委員 存続期間の話を考える上では基礎意匠がわかれば——確実に基礎意匠はわかる必要があるという御趣旨ですか。

○下村意匠審査基準室長 そうですのと、あとはこの関連意匠の出願の、今回の法改正の施行のタイミングまでに合わせて、今、急ピッチでシステムの整備をしているかと思いますが、システム上の構造から来るところも考慮しつつ、そのような方向で検討しているとうかがっております。

○青木委員 ありがとうございます。

○黒田座長 ありがとうございます。

ほかにございますか。

○林委員 大変細かいことなんですが、スライドの16ページの基準改訂点3の「本意匠の

意匠権について専用実施権が設定されている場合の取扱い」について、1つ確認させてください。

専用実施権を積極的に設定しているクライアントを持つ身としては、この取扱いは結構面倒くさいなという印象があります。制度趣旨からして仕方がないと思うのですが。ただ、専用実施権が設定されている意匠権について、登録査定前に専用使用権を外すというか、抹消登録したら登録になるよという、何かしら示唆的な文言を入れた通知をいただける運用になるのかなというか、具体的にどのような運用をお考えかお聞かせください。

○下村意匠審査基準室長 まず、専用実施権が設定されているままですと、「専用実施権が設定されていますので」ということを明記した拒絶理由通知になるかと思います。起案の際、こうすれば登録となるという示唆ができるときには、できるだけ審査官は拒絶理由通知書に付記をするようにしておりますので、こういった付記も御指摘いただきましたので、私どもの起案の記載の進め方として留意して、通知上にお示しさせていただきたいと思います。

○林委員 抹消登録申請をすると、申請から大体10日ぐらいで登録が完了するかと思うのですが、この登録申請は補正のきかない手続なので、一回手続的な不備があると却下になってしまって、もう一回申請し直しということになると思うんですね。そこで、例えば、抹消登録の申請書を出したよという事実をお示しすればいいのか、やはりちゃんと原簿に登録されたという事実が反映される必要があるのかといったところはどのようなふうにお考えでしょうか。

○下村意匠審査基準室長 恐らく意見書の中身としてはそういった御主張だけでもよろしいかと思うのですが、設定登録ができるようにシステム上の原簿等も確認して審査を進めておりますので、具体的な審査のタイミングをどう進めていくのか、最速でどのような運用ができるかというのは今後また検討すると思いますが、恐らく原簿に何らかの記載がはっきりと入るまで、審査官が査定を待つ運用も十分考えられると思います。

○林委員 積極的にこちらから原簿を見にいけば、登録が完了しているか否かの確認は割と早くできるのですが、御庁からいただく登録済み通知の郵送を待ちますと結構時間がかかるので、できれば意見書では抹消登録申請を完了しましたということをもって一旦受けていただいて、原簿を適宜御確認いただけるという運用にさせていただけると大変助かります。

○下村意匠審査基準室長 わかりました。はい、検討させていただきます。

○林委員 今回のこのお話や、先ほど御質問させていただいた第10条の関連意匠じゃない補正をすればというような細かいお話も、もしも審査便覧やQ&Aに載せていただけるようでしたら、ぜひお願いいたします。

○下村意匠審査基準室長 はい、わかりました。

○林委員 よろしく申し上げます。以上です。

○黒田座長 ありがとうございます。

ほかにございますか。お願いします。

○堀越委員 関連意匠の創作者欄はどういうことになるのでしょうか。今までは短かったものですから、大概、オリジナルの創作者が関連意匠をつくっているというケースが多いのですが、10年になりますと、今度は誰がそれをするかわからないというところがありまして、その場合は全く別の人の名前になるということですよ。

○下村意匠審査基準室長 そうですね。現に、例えば10年前に本意匠をつくられた方と、10年後の関連意匠をつくられた方では、別の方になることも想定されることになります。

○堀越委員 今、創作者は意匠登録を受ける権利はあるわけですが、私は無断で改変されない権利というのも、創作側として、要望としてはありますね。

○下村意匠審査基準室長 著作権のようということ。

○堀越委員 この委員会の趣旨とは異なることなのですが、10年になるといろいろそういった問題が出てくるかなと、ちょっと危惧しております。

○下村意匠審査基準室長 御意見をありがとうございます。現状の意匠制度は産業財産権法でございますので、人格権のような趣旨の規定はないんですけれども、そういった御要望がデザイナー様としてはおありということは、御意見として理解させていただきました。現状のところでは改正法にそういった趣旨の規定がないものですから、御要望にすぐさまお応えすることはできないということになってしまいますが、御意見ありがとうございます。

○黒田座長 ありがとうございます。

お願いします。

○柏瀬委員 確認でございますが、関連意匠は類似したものということでございますので、例えば今まではなかったのですが、全体意匠と、非常に全体意匠に近い部分意匠の関連というのは、今後はあり得ると考えてよろしいのでしょうか。

○下村意匠審査基準室長 そうですね、御理解のとおりでございます。

○黒田座長 ありがとうございます。

ほかに何かございますか。

○下村意匠審査基準室長 先ほど柏瀬先生から御質問いただいた件を補足させていただきますと、本年5月に運用開始をしております、意匠審査基準の改訂を一旦しております、そのときに、全体意匠と部分意匠との間で、先後願の関係においても、類似と判断することがある方向で運用変更しまして、本年5月以降の出願につきましては、現状でも全体意匠と部分意匠とが類似する場合は、本意匠、関連意匠の関係で登録することも可能という運用を行っております。

○黒田座長 ほかにはよろしいですか。ありがとうございました。

それでは、関連意匠に係る意匠審査基準につきましては、いただいた御意見を踏まえつつ、基本的には資料4において整理した方向性に沿って検討を進めていくことにいたします。事務局におかれましては、特に次回以降の資料作成の際、いただいた御意見を踏まえた資料作成をお願いいたします。

#### 今後の予定

○黒田座長 それでは、次の議題に移りたいと思います。最後に今後の予定につきまして、事務局からお願いします。

○下村意匠審査基準室長 それでは、今後の予定につきまして御説明をさせていただきます。

今回は10月23日水曜日、14時から16時を予定しております。会場につきましては、本日よりこちらの庁議室を予定しております。詳細につきましては、追ってまた事務局から御連絡をさせていただきたいと思います。

○黒田座長 ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして第16回意匠審査基準ワーキンググループを閉会いたします。本日は長時間御審議いただきまして、どうもありがとうございました。

閉 会